

とくしま動物園ボランティアの会 会則

(名称)

第1条 この会の名称は、「とくしま動物園ボランティアの会」(以下、「本会」という。)という。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、徳島市渋野町入道2番地の1 とくしま動物園内とする。

(目的)

第3条 本会は、とくしま動物園(以下、「動物園」という。)でのボランティア活動を通じて、ボランティア自身が生涯学習の一環として自己研鑽を行うとともに、動物園の教育活動をはじめとする事業に寄与し、その内容をより豊かなものとするこゝで、来園者に対するサービス向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) ふれあいイベントの補助
 - (2) 動物ガイド
 - (3) 動物園からの受託事業
 - (4) その他動物園と協議し、承認を受けた活動
 - (5) その他、総会で議決した活動
- 2 活動に当たっての詳細は動物園が定めた「とくしま動物園ボランティア活動要領」(別紙)によるものとする。

(会員)

第5条 本会の会員は、とくしま動物園長(以下、「動物園長」という。)から、「とくしま動物園ボランティア登録証」の交付を受け、第3条の目的に賛同する者とする。

2 会員期間は1年とし、翌年度以降は毎年、本会の事業年度末までに別に定める継続届を動物園長に提出し、再登録されることをもって会員期間の更新とする。

(退会)

第6条 会員は、別に定める退会届(別紙)を会長に提出して、任意に退会することができる。

(役員種別及び定数)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 運営委員 10名程度(会長・副会長・会計を含む)
- (5) 監 事 2名

(選任等)

第8条 運営委員は、各班において互選された班長及び副班長がこれに当たる。

- 2 会長及び監事は、総会において会員の互選とし、副会長は運営委員の互選とする。
- 3 監事は、運営委員を兼ねることができない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に基づき、本会の会務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会務執行の状況を監査すること。
 - (2) 財産の状況を監査し、総会に報告すること。
 - (3) 会務執行の状況又は財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。

(任期等)

第10条 役員の任期は次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長の任期は、2年とする。
- (2) 会長以外の役員の任期は、1年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

第12条 本会に、事務を処理するため動物園内に事務局を設け、必要な事務職員を置く。

- 2 事務職員は、役員会の承認を経て会長が任免する。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 各会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 各会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 各会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(総会)

第14条 総会は会長が招集し、年2回原則として9月と3月に開催することとする。

2 総会は会員をもって構成し、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の改正
- (4) 会長及び監事の選任並びに役員解任
- (5) その他運営に関する重要事項

(役員会)

第15条 本会の役員会は必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は運営委員を持って構成し、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(資産の構成及び管理)

第16条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 受託事業に伴う収入
- (3) その他の収入

2 本会の資産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計)

第17条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 本会の事業報告書、収支計算書、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

附則

この会則は、平成20年9月7日から施行する。